

富良野市新規就業移住支援金等交付事業 Q&A

(定義)

Q1	中小企業者等には、医療法人、社会福祉法人、NPO法人、事業協同組合、一般社団法人、学校法人、商工会議所、商工会は含まれるか。
A1	含まれます。ただし、市内において主たる事務所があり、しごと提供情報サイト「フラノジョブスタイル」に企業情報または求人情報が掲載されていることが必要です。
Q2	中小企業者等には、地域おこし協力隊は含まれるか。
A2	含まれません。地域おこし協力隊は対象外となります。

(移住要件)

Q3	富良野市に転出する直前の期間を「23ヵ月」としているのはなぜか。
A3	転入・転出を繰り返しての不正申請を防ぐため、一定の市外在住期間を設けており、その基準を、短期大学・専門学校等の就学期間である概ね2年間としています。卒業後就職する場合は新年度4月から入社することが多く、その場合3月中に引っ越しをして住民票を移動することが想定されるため、「23ヵ月」としています。
Q4	住民票を移さずに大学生等へ進学したが、中退し、アルバイト等をして富良野市外で23ヵ月以上生活していた場合であっても、対象となり得るのか。
A4	アルバイト等をしながら富良野市外で23ヵ月以上居住していたことを書面等により確認できる場合は、対象になり得ます。なお、労働基準法第22条1項より、会社側は、使用期間、業務の種類、その事業における地位に関わらず労働者からの請求によって退職時等の証明書を発行する義務があるため、これを請求し提出してください。
Q5	雇用契約後に富良野市へ移住しても支給対象となるか。
A5	移住と雇用契約（就業）の順序は問わず、しごと提供情報サイト「フラノジョブスタイル」に企業情報または求人情報が掲載された後にその企業で就業し、かつ富良野沿線地域以外の市区町村から転入しており、転入又は就業のどちらか早い方から6ヶ月以内の申請であれば支給対象になります。

(対象者要件)

Q6	支給要件の就業に関する要件に「富良野市内にある中小企業者等に就職していること」とあるが、新規創業やフリーランス、テレワーカー移住は支給対象となるか。
A6	支給対象となりません。本制度は、富良野市内の中小企業者等における人手不足の解消を主な目的とし、そのための移住を後押しする制度であるため、市内事業所へ就職しない移住を支援する制度ではありません。
Q7	移住元において高校生や大学生等であった者でも、対象となり得るのか。
A7	なり得ます。また、富良野市又は富良野沿線地域から住民票を移さずに通学した後に富良野市内へ転居しており、書面等によりそれを確認できる場合（以下「Uターン」という。）も、その他の要件を満たしていれば対象となり得ます。
Q8	しごと提供情報サイト「フラノジョブスタイル」ではない求人募集を見て就業した場合、支給対象となるか。
A8	その求人の応募日より前に、しごと提供情報サイト「フラノジョブスタイル」に企業情報または求人情報が掲載されていれば支給対象となります。
Q9	しごと提供情報サイト「フラノジョブスタイル」に掲載されている企業はすべて支給要件の対象となるか。
A9	しごと提供情報サイト「フラノジョブスタイル」に企業情報または求人情報が掲載されている場合でも必ずしも対象になるとは限りません。雇用契約の条件などその他の要件にも該当している必要があるため、例え掲載されていても対象となり得ない場合もあります。

Q10	しごと提供情報サイト「フラノジョブスタイル」に企業情報または求人情報が掲載されていない企業へ就業した場合、または、採用後に当該サイトへ情報が掲載された場合は、支給の対象となるか。
A10	支給対象となりません。支援金の対象となるためには、例えば移住希望者による企業への採用面接の申込み等、応募をした日が、サイトに掲載された後である必要があります。なお応募の時期については、サイト掲載時期と比較して対象の可否を判断します。

Q11	雇用保険の適用事業主であることの確認はどのように行うのか。
A11	厚生労働省ホームページにおいて確認が可能です。 (https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/daijin/hoken/980916_1a.htm)

Q12	就業に関する要件に「取締役などの経営を担う職務として従事しない」とあるが、いわゆる「雇われ社長・店長・支配人」のような、一定程度運営方針を決定できる立場で職務に従事する場合はどうか。
A12	会社株式を保有せず、オーナーなどに雇用されて直接的な経営権を持たずに職務に従事する場合は、支援金の支給対象とします。

Q13	就業に関する要件にある「官公庁等でないこと」の「等」には何が含まれるか。
A13	独立行政法人や一部事務組合等のいわゆる公法人が含まれます。

Q14	本社が市外にある市内事業所に就職した場合は支給対象となるか。
A14	就職した事業所が富良野市内で支店登記されており、勤務先の人事異動等により将来富良野市外へ転出する見込みがない場合は支給対象となります。なお、雇い主の都合により市外から市内事業所への異動により転入した場合は、転勤とみなし支給対象とはなりません。

Q15	単身で移住した後、一定期間経過して、世帯を構成する家族が同じ住居に移住した場合、世帯の金額が支給されるか。
A15	申請時の状況により支給金額を決定します。申請時に単身であれば単身の金額、申請時に家族も含めて移住が完了していれば世帯の金額を支給します。なお世帯の金額支給に際して、申請時に世帯全員が転入から1年以内である必要がある点にご注意ください。 また、同一世帯に属する者が支援金等をそれぞれ申請することは原則認められません。 ただし、元々別の世帯で移住して支援金を受けていた者が、婚姻により同一世帯となり、2回目以降の申請を受ける場合は、それぞれ単身区分として支援金の対象として取り扱います。

Q16	世帯に関する要件に「申請者を含む全ての世帯員が、転入前及び申請時点において同一世帯に属している」とあるが、Uターンや婚姻等により移住する場合、元々市内に1年以上在住している者と同一世帯となる場合、支援金の対象になるか。
A16	同一世帯となる元々市内に在住している者が本支援金等の支給を受けていない場合や、支給されていたとしても、その者と移住者が夫婦または親子関係にない場合（例えば兄弟、姉妹などが別々で移住した場合）で市長が対象になり得ると認めた場合に限り、支援金の支給対象とします。なお、この際の支援金の金額は、移住前の状況を勘案し市長が決定します。

Q17	世帯に関する要件に「申請者を含む全ての世帯員が、転入前及び申請時点において同一世帯に属している」とあるが、移住前は別の世帯だった者と富良野市への移住を機に同一世帯となる場合、それぞれで単身区分として支援金の対象になるか。
A17	同一世帯に属する者が支援金等をそれぞれ申請することは原則認められません。この場合、世帯員のうちおひとりのみが対象となり得るものとし、申請時の状況により支給金額を決定します。申請時に単身であれば単身の金額、申請時に家族も含めて移住が完了していれば世帯の金額を支給します。なお世帯の金額支給に際して、申請時に世帯全員が転入から1年以内である必要がある点にご注意ください。

Q18	移住前に妊娠しており、移住時にまだ出産していないこどもがいる場合、こども加算の対象となり得るか。
A18	移住前の自治体で母子手帳等が発行されており公的に妊娠が認められている場合は、こども加算の対象になり得ます。

(申請)

Q19	支給要件である就業及び在住の継続や税情報について申請後の確認はどのように行うのか。
A19	申請時の同意に基づき、富良野市が就業先等への調査・確認を行い、合わせて住民票や税情報の確認も行います。

Q20	1 回目の申請時に年齢要件ギリギリ（49 歳または加算対象により 65 歳）で申請している場合で、2 回目以降の申請の際に年齢要件に該当しない場合はどのような取扱いか。
A20	申請時の年齢要件については、1 回目の申請時のみ確認することとしており、2 回目以降の申請を受けようとする者は、それ以外の要件を確認します。例えば、1 回目の申請時に 49 歳（または加算対象により 65 歳）だった方でも 2 回目以降の申請が可能です。

Q21	就業を証明するとはどのようなものか。
A21	就職先から通知される「労働条件通知書」などが想定されます。なお、労働基準法第 15 条第 1 項には、「使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない」ことが規定されており、労働者に対する労働条件の通知は法的に義務化されています。

Q22	支援金の申請者が、支援対象である市内事業所に在職したまま、他の都道府県や他の市区町村での勤務（一時的な勤務、転勤・出向）がある場合、対象となるか。
A22	他の都道府県や市区町村で勤務する場合であっても、一定期間の研修等のものであれば、原則以下の要件を満たす場合に限り支援金の対象となります。その際、「転居前の就業先で勤務を再開していること」を確認できた後の支給となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・期間中に住民票の移動がなかったこと。 ・就業先等により発行された書類で、以下の事項を証明できること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 他の市区町村への転居期間が 1 年以内であったこと。 ② 転出先で活動終了後、転出前の就業先で勤務を再開していること。 <p>なお、特別な事情により上記を満たすことができない場合は、予めご相談ください。</p> <p>また、申請および支給のタイミングは当該年度内で行う必要があります。年度を超える申請は対象外となるためご注意ください。</p>

Q23	Q&A22 の場合において、例えば、2 回目の申請時期が 10 月なのに対して一時的な市外での研修等が 9 月から翌年度 5 月まで続く場合など、支給申請時期前に会社都合により一時的な転居があり年度内での申請ができない場合の取扱いはどうか。
A23	会社都合により支給申請時期前に転居がある場合は、特例として見込みでの事前申請を可能とします。ただし、転居後の住所ならび連絡先を届け出ることを条件とします。 またこの場合、一時的な市外での研修等が終了後、原則以下の事項を証明できなければ支援金の返還が発生しますので、ご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・他の市区町村への転居期間が 1 年以内であったこと。 ・一時的な転居後に、転居前の職業先で勤務を再開していること。 <p>何らかの理由で申請できなかった場合、当該年度内での支給回数は減少しますが、次年度以降の申請は可能とします。</p>

(返還)

Q24	支援金等の返還の取扱いに「支援金の申請日から 1 年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合」とあるが、1 年以内に離職して、再就職した場合（またはその予定）の取扱いはどうか。
A24	本支援金は、富良野市内の事業所において将来富良野市を支える人手不足の解消及び移住・定住の促進を目的とした制度であるため、離職した場合は支援金等の対象となりません。ただし、離職後概ね 3 ヶ月以内に支給要件を満たす別の市内企業へ再就職していることが確認できた場合は、支援金の対象となる場合があります。なお、加算対象となる事業所への就職か否かによって支給金額の変更や返還が生じる場合があります。

(その他)

Q25	支援金を受給した場合、確定申告は必要となるか。
A25	受給した支援金は所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）の第 34 条に規定される「一時所得」として取り扱われます。受給金額やご自身の収入状況により、確定申告の必要が生じますのでご注意ください。（確定申告にかかる相談は最寄りの税務署へお願いします。）